

# ひたちなか市の男女共同参画

～令和3年度事業概要～



ひたちなか市女性生活課

令和4年5月

# 目 次

I	ひたちなか市の概要	
1	位置・地勢	1
2	人口・世帯	1
	(1) 人口・世帯	1
	(2) 人口・世帯の推移	1
II	事務機構	
1	組織機構	2
2	事務分掌	2
3	男女共同参画推進の沿革	3
III	事業の概要	
1	相談事業	5
	(1) 相談受付件数	5
	(2) 相談方法の推移	6
2	ひたちなか市男女共同参画計画の策定及び推進	7
	(1) 策定の趣旨	7
	(2) 計画の基本理念	7
	(3) 計画の性格	8
	(4) 計画の期間	8
	(5) 計画の体系	9
	(6) 重点的取組	10
3	表彰事業	11
	(1) 男女共同参画推進事業所表彰事業	11
	(2) 男女共同参画作品表彰事業	14
4	ひたちなか市男女共同参画センター	15
	(1) ひたちなか市男女共同参画センターの概要	15
	(2) ひたちなか市男女共同参画センターの事業	15
5	啓発事業	16
	(1) 男女共同参画強調月間事業	16
	①消費生活＋ハーモニー展	16
	②ハーモニーひたちなかフォーラム	17
	③啓発パネル展示	18

(2) 男女共同参画講座	19
①開催内容	19
②参加者の声と講座の様子	19
(3) 市報による啓発	23
(4) 男女共同参画啓発紙の発行	24
6  ひたちなか市男女共同参画審議会	25
7  男女共同参画推進団体支援	25
(1) ハーモニーひたちなかの概要	25
(2) ハーモニーひたちなかの活動	26

#### IV 資料

男女共同参画社会基本法	27
ひたちなか市男女共同参画推進条例	36
ひたちなか市男女共同参画審議会運営規定	41
ひたちなか市男女共同参画推進本部設置要綱	42
ひたちなか市男女共同参画推進事業所表彰事業実施要綱	44
令和3年度ひたちなか市男女共同参画推進事業所表彰事業実施要項	46
令和3年度ひたちなか市男女共同参画作品表彰事業実施要項	49

# I ひたちなか市の概要

## 1 位置・地勢

ひたちなか市は、東京都心から約 110km の距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13km、南北約 11km で 100.23 平方 km の面積を有しています。西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して 13 km の海岸線が続いています。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔 7 m 前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔約 30m 前後の平坦な台地地区とに分けられます。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され、都市化が進行していますが、周辺には畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。

## 2 人口・世帯

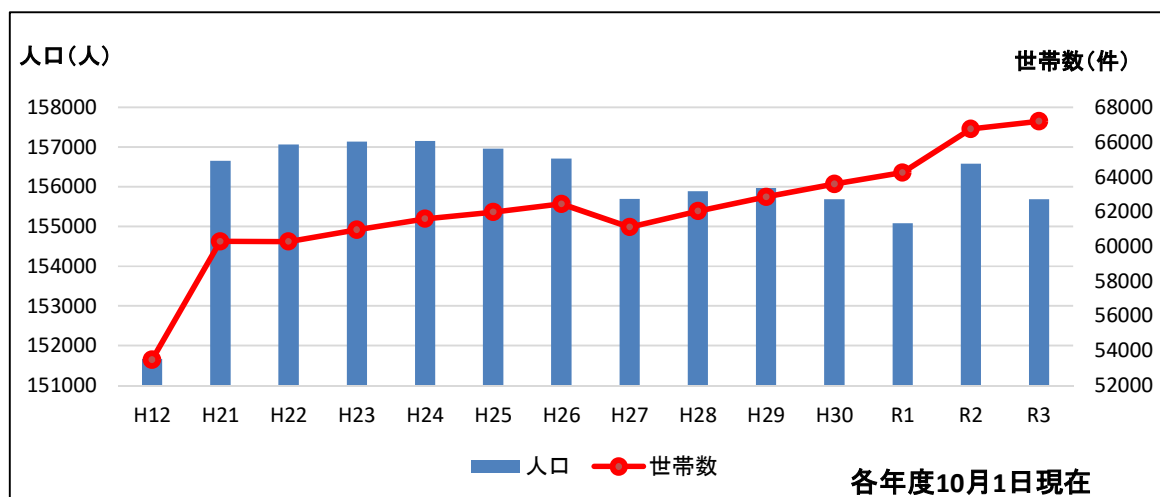
本市の人口は、平成 6 年のひたちなか市発足以降微増で推移してきましたが、ここ数年は微減となっています。世帯数は微増で推移しています。

### (1) 人口・世帯

人 口	155,684 人
男	78,664 人
女	77,020 人
世帯数	67,198 世帯

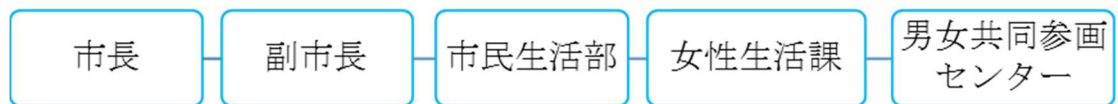
令和 3 年 9 月末日現在、常住人口・世帯

### (2) 人口・世帯の推移



## II 事務機構

## 1 組織機構



## 2 事務分掌

### 女性行政

- 1 男女共同参画の企画，推進及び連絡調整に関すること
- 2 男女共同参画の広報及び啓発に関すること
- 3 男女共同参画の相談に関すること

### 3 男女共同参画推進の沿革

- 昭和 21 年 日本国憲法公布。同法第 14 条に男女平等について明記
- 昭和 50 年 国連が女性の地位向上を目指し「国際婦人年」を提唱  
" メキシコシティーにて初の世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催され各国の行うべきガイドライン「世界行動計画」が採択される  
" 女性の地位向上のため、国に「婦人問題企画推進本部」が設立される
- 昭和 52 年 婦人問題企画推進本部が「国内行動計画」を策定
- 昭和 54 年 国連にて女子に対する差別を撤廃し男女平等に関する基本的な条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択される
- 昭和 60 年 上記条約に日本が批准
- 昭和 62 年 「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」にて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択される。採択を受け、日本では「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定
- 平成 3 年 国連にて採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」へと改定
- 平成 6 年 国に男女共同参画審議会を設置
- 平成 7 年 第 4 回世界女性会議にて「北京宣言及び行動綱領」が採択される
- 平成 8 年 国の男女共同参画審議会の答申を踏まえ、男女共同参画推進本部が「男女共同参画 2000 年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画」を策定
- 平成 9 年 「ひたちなか市男女共同参画プラン」策定
- 平成 11 年 男女共同参画社会基本法施行  
" 男女共同参画社会の実現をめざす市民団体・グループの連合体「ハーモニーひたちなか」が設立
- 平成 12 年 国が男女共同参画基本計画(第 1 次)を策定
- 平成 14 年 ひたちなか市男女共同参画センター開館  
" 「ひたちなか市男女共同参画に関する市民意識調査(第 1 回)」実施
- 平成 15 年 ひたちなか市男女共同参画推進条例施行  
" ひたちなか市男女共同参画審議会を設置



- 平成 15 年 市内の事業所に対し「事業所に対する男女共同参画推進状況調査」を実施
- 平成 16 年 ひたちなか市男女共同参画計画（第 1 次）策定
- 平成 17 年 国が男女共同参画基本計画（第 2 次）を策定
- 平成 21 年 「ひたちなか市男女共同参画に関する市民意識調査（第 2 回）」実施
- 平成 22 年 国が男女共同参画基本計画（第 3 次）を策定
- 平成 23 年 ひたちなか市男女共同参画計画（第 2 次）策定
- 平成 26 年 「ひたちなか市男女共同参画に関する市民意識調査（第 3 回）」実施
- 平成 27 年 国が男女共同参画基本計画（第 4 次）を策定
- 平成 28 年 ひたちなか市男女共同参画計画（第 3 次）策定
- 令和 元 年 「ひたちなか市男女共同参画に関する市民意識調査（第 4 回）」実施
- 令和 2 年 国が男女共同参画基本計画（第 5 次）を策定
- 令和 3 年 ひたちなか市男女共同参画計画（第 4 次）策定  
ひたちなか男女共同参画センター移転（女性生活課内）

### Ⅲ 事業の概要

## 1 相談事業

### (1) 相談受付件数

令和3年度の全相談件数は887件で前年度より245件増加し、DVに関する相談は32件増加しました。一方、家族関係の相談は40件減少しましたが、半数近くが親子関係の相談となりました。相談の内訳を見てみると、こころの悩みをはじめとした心・精神の相談が最も多く、次いで家族関係の相談で、新型コロナウイルス感染拡大に伴うステイホームなどの影響で相談が多く寄せられています。

(単位：件)

年度 相談種別	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
DV	61	39	6	27	59
家族関係	190	272	312	279	239
(離婚)	(31)	(37)	(31)	(24)	(16)
(夫婦)	(90)	(86)	(102)	(120)	(94)
(きょうだい)	(3)	(6)	(12)	(20)	(21)
(親子)	(66)	(143)	(167)	(115)	(108)
セクハラ	0	3	4	1	3
ストーカー	1	0	0	4	3
AV出演強制 JKビジネス	—	—	—	—	0
LGBT	—	—	—	—	11
人間関係	—	—	—	—	67
心・精神	—	—	—	—	354
身体・健康	—	—	—	—	42
経済・仕事	—	—	—	—	18
生き方	—	—	—	—	17
その他	170	248	254	331	74
合計	422	562	576	642	887

※令和3年度より、集計方法を一部変更しました。



(2) 相談方法の推移

主に相談は電話及び面接で行い、相談者の問題解決を図っています。

(単位：件)

相談種別 \ 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
電話	357	509	542	582	817
面接	64	53	34	60	70
メール	1	0	0	0	0
合計	422	562	576	642	887

○女性のための相談窓口案内カード

**ひとりで悩まないで**  
 ひとりで抱えるには重たいと思ったとき、つらくて  
 耐えられないと感じたとき、話してみるだけでも心  
 が軽くなるものです。でも誰に話したら  
 いいの・・・？そんな時、ご相談ください。


**TEL 029-274-3002**  
 「ひたちなか市女性のための相談窓口」  
 9時30分～正午、13時～16時30分  
 月～金（祝日、年末年始を除く）




☆夫や恋人からの暴力・・・どうしたらいいの？  
 ☆これってセクハラ？そう思うのは、私だけ？  
 ☆夫婦、親子の問題・・・誰にも言えない  
 ☆学校や職場での人間関係がしんどい

**一人で悩んでいませんか？**

女性が抱える悩みを女性相談員が  
 解決に向けてお手伝いします。ささい  
 なことでもお気軽にご相談ください。



○女性のための相談窓口市報掲載（7/25号 9/25号 12/25号 3/25号）

●女性のための相談窓口

☎ 274-3002

女性が抱える様々な問題について  
 の相談をお受けします。匿名でも構  
 いませるので安心してご相談くださ  
 い。秘密は厳守します。 日時 月  
 ～金（祝・年末年始を除く） 午前  
 9時30分～正午、午後1時～4時  
 30分 問合せ 女性生活課 ☎内線  
 3231



## 2 ひたちなか市男女共同参画計画の策定及び推進

### (1) 策定の趣旨

本市では、平成 15 年に「ひたちなか市男女共同参画推進条例」を施行し、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを明確にしました。

当条例の理念を基に、平成 16 年度から平成 22 年度を計画期間とする「ひたちなか市男女共同参画計画」、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「ひたちなか市第 2 次男女共同参画計画」、平成 28 年度から令和 2 年度を計画期間とする「ひたちなか市第 3 次男女共同参画計画」、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする「ひたちなか市第 4 次男女共同参画計画」を策定してきました。

誰もが暮らしやすい社会、活力ある地域社会を形成していくためにはあらゆる施策に男女共同参画の視点が必要であり、全庁的な取組の強化と市民一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持つことが必要です。

そこで、ひたちなか市では社会経済状況の変化や今後取り組むべき課題に対応し市民や事業者とも連携を図り、より一層男女共同参画に関する施策が推進されるよう計画を策定しています。

### (2) 計画の基本理念

#### ① 人権の尊重

本市においては、これまで男女共同参画社会の形成に向け様々な取組を行ってきましたが、十分に実現されるまでには至っていません。男女共同参画社会の形成のためには、すべての人の尊厳が重んじられること、何人も性別による差別的な扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担を強要されないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、すべての人の人権が尊重されることが重要です。

#### ② 社会制度や慣行への配慮

社会制度や慣行における固定的な性別役割分担意識が、男女共同参画社会の実現を妨げる要因とならないよう配慮する必要があります。また、すべての人が性別にかかわらず、多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域など、あらゆる場における政策の立案や決定等に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

④あらゆる分野における対等な参画と責任の分担

家庭生活や仕事，地域社会などあらゆる分野の活動にすべての人が対等に参画し，相互に協力し合い，社会の一員としての役割を果たすとともに，自らも責任を担うことが重要です。

⑤国際的協調

男女共同参画の取組は，国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや昨今の国際化の進展を踏まえて，国際的な視点を持って施策を推進することが重要です。

(3) 計画の性格

- ・「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年 6 月制定）に基づくとともに，国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- ・「ひたちなか市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき，総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための基本的な計画です。
- ・「ひたちなか市第 3 次総合計画・後期基本計画」の個別計画として，同計画と整合を図った計画です。さらに，施策推進の目標設定及び方策については，各課との調整をもとに策定します。
- ・2015 年 9 月策定の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」として，位置付けます。
- ・2001 年 4 月制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「DV 対策基本計画」として，位置付けます。
- ・2015 年 9 月国連サミットにおいて，全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会（SDGs）」の理念を反映させた計画です。
- ・市，市民，事業者が一体となって，男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- ・本市の特性を考慮した実効性のある計画です。

(4) 計画の期間

計画	年度	平成			令和							
		28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	
第 3 次 男女共同参画計画												
第 4 次 男女共同参画計画												

(5) 計画の体系

ひたちなか市第4次男女共同参画計画では、社会情勢を考慮し、下記のとおり体系を設定しています。



## (6) 重点的取組

第4次計画では、前計画の施策を継承しつつ、国及び県の男女共同参画基本計画や令和元年に行った市民意識調査の結果などを踏まえて、次の5つの施策を重点的に取り組んでいます。

### あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備

暴力は命の危険を伴う重大な人権侵害です。男女間の暴力をはじめ、あらゆる暴力を根絶するための社会環境を構築するため、意識の啓発を推進します。また、被害者の精神的負担に配慮した相談体制の整備や相談員の資質向上などに努めます。

### 被害者の保護及び支援体制の充実

被害者を保護し安全を確保するため、女性相談センターや警察、児童相談所といった関係機関との連携を図り、支援体制の強化に努めます。

### 地域における男女共同参画の促進

地域社会において、多様な視点を生かした取組は、すべての人にとって住みやすい地域づくりにつながると考えられます。職場と家庭・地域生活のバランスのとれた生き方が求められている中、暮らしやすい活力ある地域社会を形成するため、地域活動における男女共同参画の推進に努めます。

### ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備

一人ひとりが健康を維持し社会活動に参画するためには、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実践が重要です。仕事と生活を両立するための意識啓発を進めるとともに、企業等に対してもワーク・ライフ・バランスについての意識改革を促進します。

### 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革

働く人が、出産、育児、介護といったライフイベントに従事しながら地域活動にも参加し、自分の生活様式に合った働き方を選択することができるよう関係機関と連携のもと、情報提供に努めます。



### 3 表彰事業

#### (1) 男女共同参画推進事業所表彰

男女共同参画の推進に意欲と理解があり、ワーク・ライフ・バランス（以下表内 WLB という）の実践支援や男女の多様な働き方を支援している事業所を表彰し、取組内容を公表することによって、市民意識の高揚を図ることを目的に実施しています。平成 19 年度から実施しており、令和 3 年度までに 30 社を表彰しています。表彰式は、11 月の本市男女共同参画強調月間中に行います。

#### ○表彰事業所一覧

表彰年度	事業所名	主な取組
H19	有限会社 ウェルフェア (薬局・介護事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・子育てをしやすい環境整備</li> </ul>
	インターソシオシステム株式会社 (ソフトウェア業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・年休の計画的取得等の WLB 実践支援</li> </ul>
H20	有限会社 マキプランニング (設計業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内に託児所を設けるなど子育てしやすい環境整備</li> </ul>
H21	シグマテクノロジー 有限会社 (設計・製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークやホームオフィスといった就業形態を導入し WLB 実践支援</li> </ul>
H22	株式会社 アサイン (情報処理サービス業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍と能力発揮のための環境整備</li> </ul>
	株式会社 三和精機 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> </ul>
	株式会社 高木製作所 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の多様な働き方を可能にするための環境整備</li> </ul>
H23	株式会社 幸田商店 (食品製造・加工・卸業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・介護休暇を取得しやすい環境整備</li> </ul>
	有限会社 ベルワン (サービス業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内に託児所を設置</li> <li>・休暇を取得しやすい環境整備</li> </ul>
	株式会社 ユミノ金属工業 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・看護休暇を取得しやすい環境整備</li> <li>・女性従業員の活躍推進</li> </ul>

表彰 年度	事業所名	主な取組
H24	株式会社 あ印 (水産加工業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・WLBに関する社内制度の周知</li> </ul>
	コロナ電気株式会社 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業を取得しやすい環境整備</li> <li>・女性従業員の活躍推進</li> </ul>
H25	株式会社 小野写真館 (写真撮影業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・産休育休後、職場復帰しやすい環境整備</li> </ul>
	水戸精工 株式会社 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・ノー残業デー徹底によるWLB実践支援</li> </ul>
H26	新熱工業 株式会社 (工業用製品製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の看護休暇や家族の介護休暇を取得しやすい環境整備</li> </ul>
	株式会社 SAY コンピュータ (ソフトウェア開発業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・職員のスキルアップ支援</li> </ul>
	社会福祉法人 はまぎくの会 (福祉サービス業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・非正規社員から正社員への雇用</li> </ul>
H27	株式会社 神原鉄工所 (金属製品・精密機械部品製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・一人一人にあった労働条件の提案</li> </ul>
	清水ノーツル 株式会社 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護休暇を取得しやすい環境整備</li> <li>・ノー残業デーの徹底によるWLB実践支援</li> </ul>
H28	株式会社 エムシー (ソフトウェア開発業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業を取得しやすい環境整備</li> <li>・ノー残業デー、フレックスタイム制導入</li> </ul>
	株式会社 シード (情報サービス業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・家庭の事情にあった労働条件の提案</li> </ul>

表彰 年度	事業所名	主な取組
H29	有限会社 川崎加工 (印刷業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・育児，介護休暇を取得しやすい環境整備</li> </ul>
	丸心産業 株式会社 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・会社一斉有給休暇取得日やノー残業デーの徹底による WLB 実践支援</li> </ul>
H30	アポロアイシーティ株式会社 (ソフトウェア開発業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性管理職が活躍している</li> <li>・社員のメンタル管理や医療費補助制度があり性別に関わらず働きやすい環境を整備している</li> </ul>
R1	株式会社 菊池精器製作所 (精密機器製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・国家試験の費用助成，祝い金の支給</li> </ul>
	有限会社 わたなべ製麺所 (食品製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の活躍推進</li> <li>・育児，介護休暇を取得しやすい環境整備</li> </ul>
R2	株式会社 シーアンドエーソリューション (情報通信業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークや時短勤務，休日の子どもとの同伴出勤といった職業生活と家庭生活の両立を支援する環境づくり</li> <li>・女性を管理職に登用</li> </ul>
	株式会社 根本鉄工 (建設用金属工事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の専門資格取得や職域拡大の促進</li> <li>・育児や介護等の休暇を取得しやすい環境の整備</li> </ul>
R3	大人の女子校 株式会社 (経営コンサルティングサービス業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な働き方を可能にする環境の整備</li> <li>・スタッフのメンタルケアの体制整備</li> </ul>
	株式会社 三富子ケース (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の育児・介護休業制度の制定</li> <li>・短時間勤務やフレックスタイムの導入</li> </ul>

(2) 男女共同参画作品表彰

男女がお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会に対する市民の関心及び理解を深め、身近な暮らしの中で親しみやすく取り組むイメージがもてる作品（キャッチフレーズ）を募集し、優秀作品を表彰しています。表彰式は、11月の本市男女共同参画強調月間中に行います。

○最優秀作品（過去5年分）

表彰年度	作 品	作 者
H29年度	協力し 男女でつくる すてきな未来	西野 陽菜さん
H30年度	みとめあおう 自分も相手も 大切に	根本 大雅さん
R1年度	良いところ みんなでみつけて 笑顔咲く	野澤 妃奈さん
R2年度	たすけあおう 男女ともに すてきな笑顔	矢澤 瑠奈さん
R3年度	みとめあう あなたの力と わたしの力	清水 祐希さん

○作品応募数推移

毎年、市内の小中学生を中心に多数の応募をいただいています。令和3年度の応募件数は335件で、昨年度より255件増加しました。

(件)

年度 応募者	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
小学生	264	299	127	14	102
中学生	776	504	348	1	179
高校生	0	170	0	1	43
成人	12	6	6	64	11
合 計	1,052	979	481	80	335

#### 4 ひたちなか市男女共同参画センター

##### (1) ひたちなか市男女共同参画センターの概要

ひたちなか市男女共同参画センターは、女性を取り巻く諸問題の解決を図り、男女共同参画社会の実現のための場を提供し、男女共同参画社会の形成に資するため、平成14年に開館しました。

市内の男女共同参画社会の実現をめざす市民団体の連合体「ハーモニーひたちなか」や男女共同参画に関する活動を行っている市民団体などを中心として、男女共同参画推進のための活動拠点となっています。

施設の閉鎖に伴い、令和3年4月1日よりひたちなか市役所市民生活部女性生活課内へ移転しました。

##### (2) 男女共同参画センターの事業

当センターでは、男女共同参画に関する図書等の貸出、男女共同参画を推進する団体の支援等を行っています。

#### ○男女共同参画センター研修室利用状況

単位（件，人）

年度 件・人数	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用件数	386	363	245	175	
利用人数	4,847	4,568	3,798	1,680	

※当センターの施設は、令和2年度をもちまして閉館しました。

## 5 啓発事業

### (1) 男女共同参画強調月間事業

毎年11月を男女共同参画強調月間として、主に市民と協働で啓発事業を行っています。

#### ① 消費生活＋ハーモニー展

新型コロナウイルスの感染拡大により、産業交流フェアとの同時開催イベント「ハーモニーフェスタ」が中止となり、代替イベントとしてパネル展「消費生活＋ハーモニー展」を開催しました。当該催事では、男女共同参画事業やハーモニーひたちなか加入団体の紹介を行いました。

開催日 令和3年10月30日（土）～11月14日（日）

開催場所 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設「ふぁみりこらぼ」

参加団体 9団体（ハーモニーひたちなか加盟団体）

WING，新日本婦人の会ひたちなか支部，  
ジェンダー平等地域くらぶ，おやこ劇場ゆめひろば，  
ひたちなか市更生保護女性の会，誓春会，  
パートナーシップ・イコール会，ひたちなか青年会議所，  
ひたちなか市男女共同参画センター

#### ○イベントの様子



## ②ハーモニーひたちなかフォーラム

男女共同参画を推進している事業所の表彰式（令和3年度は2社）や男女共同参画に関するキャッチフレーズの優秀作品の表彰式（令和3年度応募数 335 点），講演会を行っています。令和3年度は下記の内容で実施しました。

開催日 令和3年11月27日（土）

場 所 ワークプラザ勝田 多目的ホール

内 容 男女共同参画推進事業所表彰式，男女共同参画作品表彰式  
講演会

テーマ「～たいせつな命を自分で輝かせよう～  
すこやかに今を生きるヒント」

講 師 古谷 信義 氏 （ヘルスサポート 21 主宰）

古谷 久生子 氏 （Be natural 主宰）

### 【参加者の声】

- ・お話を聞いているだけで元気・勇気・やる気・気づきをもらえました。
- ・ご夫婦のかけひきがとても楽しかった。もっと長い時間聞きたかったです。
- ・コロナ渦で動かない生活の中に刺激をいただきました。



▲ 男女共同参画推進事業所表彰



▲ 男女共同参画作品表彰

### ③啓発パネル展示

D Vや児童虐待に関するパネルを展示し、D V等被害防止の啓発を行っています。

開催日 令和3年11月19日（金）から25日（木）まで

場 所 市役所本庁舎市民ホール

#### ○展示の様子





(2) 男女共同参画講座

①開催内容

市民へ男女共同参画に関する啓発を行うため、男女共同参画センターで講座を開催しています。令和3年度は下記の内容で実施しました。

NO	開催日時	テーマ・講師	参加者数
1	5月28日(金) 10:00～11:30	「マスク生活をハッピーにする メイクとスキンケア」 榎ふあれすと ビューティーコンシェルジュ 菊地 美代子さん	10名
2	6月14日(月) 10:00～11:30	災害時にも役立つ「ひもトレ講座」 ～ひも一本でカラダ目覚める!～ Be natural 主宰 古谷 久生子さん	16名
3	7月16日(金) 10:00～12:00	夢を叶えるビジョンボード シンプルライフナビゲーター 鈴木 直美さん	10名
4	8月19日(木) 13:30～15:30	親子で川柳をつくろう～夏の思い出～ 絵本作家 石崎 なおこさん	コロナ感染 拡大により 中止
5	11月12日(金) 10:00～11:30	「～おうち時間が好きになる～ ハーブスプレー&リースづくり」 ハーブ&アロマスクールエルフィ 代表 鹿志村 恵美子さん	30名
6	12月10日(金) 14:00～16:00	「性的マイノリティについて考える ～市井の当事者が言えないホントのトコロ～」 茨城県人権教育講師 河野 陽介さん	14名



## ②参加者の声と講座の様子

### ○第1回男女共同参画講座

「マスク生活をハッピーにするメイクとスキンケア」

講師 ㈱ふあれすと ビューティーコンシェルジュ

菊地 美代子 さん

#### 【参加者の声】

- ・プロの方のメイクが学べてとても参考になった。
- ・自分では使わない道具をデモで見れて良かった。
- ・思いがけず、気持ち良くメイクして頂き嬉しかった。



### ○第2回男女共同参画講座

災害に役に立つ「ひもトレ講座」～ひも一本でカラダ目覚める！～

講師 Be natural 主宰 古谷 久生子さん

#### 【参加者の声】

- ・家でもやってみようと思います。ありがとうございます。
- ・自分の体に気を付けてみる，意識してみることができた。
- ・いろいろな体操があることがわかった。参加してよかった。



○第3回男女共同参画講座  
夢を叶えるビジョンボード

講師 シンプルライフナビゲーター  
鈴木 直美さん

【参加者の声】

- ・夢かもしれませんが、何か一つでも実現できるかも！と前向きな気持ちが持てた。
- ・ボードを見て毎日の暮らしに張りを持って過ごせそうです。
- ・自分のこれからの人生を考える良い機会になりました。



○第5回男女共同参画・消費生活合同講座

「～おうち時間が好きになる～ハーブスプレー&リースづくり」

講師 ハーブ&アロマスクールエルフィ  
代表 鹿志村 恵美子さん

【参加者の声】

- ・自宅でも他のリースなど作成したいと思いました。
- ・鹿志村先生の感性豊かな人柄に惹かれました。
- ・ハーブと文学との関係が興味深かった。



○第6回男女共同参画合同講座

「性的マイノリティについて考える

～市井の当事者が言えないホントのトコロ～」

茨城県人権教育講師 河野 陽介さん

【参加者の声】


- ・「脱当事者不在」共感です。当事者の声なしで何か良くしたい…では何も変わらない。
- ・性的マイノリティについて表面的にしかとらえていなかったもので、詳しく知ることができて良かったです。
- ・今回の講話を聞いて、誰しもが持っているかもしれないマイノリティ性について考えました。



(3) 市報による啓発

10月25日号と12月10日号に男女共同参画に関する記事を掲載しました。

## 11月は男女共同参画強調月間



**男女共同参画**

市では、誰もがお互いの人権を尊重しながらそれぞれの能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するため、毎年11月を「男女共同参画強調月間」と定め、さまざまな啓発を行っています。家庭や学校、仕事といった身近なことから、みなさんも男女共同参画について改めて考えてみませんか。

---

### 生活の中で支えあっていますか？

**家庭では**…家事、介護、子育てを家族みんなで協力しましょう。

**職場では**…男女は対等なパートナー。お互いが生き生きと働ける環境を作りましょう。

**地域では**…地域活動は誰もが主役。性別や年齢に関係なく積極的に参加しましょう。

### ハーモニーひたちなかフォーラム

**日時** 11月27日⑤ 午後2時～4時  
**場所** ワークプラザ勝田 多目的ホール  
**定員** 先着100人  
**託児** 無料 6カ月～未就学児 11月5日④までに要申込  
**申込** 10月25日④～電話で市男女共同参画センター☎354-0167  
**プログラム**  
 ○男女共同参画推進事業所表彰式  
 ○男女共同参画キャッチフレーズ入賞作品表彰式  
 ○講演会 ～たいせつな命を自分で輝かせよう！～  
 「すこやかに今を生きるヒント」

---


### パネル展示

**■消費生活＋ハーモニー展**  
**期間** 10月30日④～11月14日④  
**場所** ふあみりこらぼ こらぼスペース  
**内容** 消費生活団体および男女共同参画団体の活動紹介  
 男女共同参画関係の写真展

**■男女共同参画に関するパネル展示 [STOP THE 暴力]**  
**期間** 11月19日④～25日④  
**場所** 市役所市民ホール  
**内容** DVに関するパネル展示

**講師**

**古谷 信義さん**  
 (健康・体力づくり教室ヘルスサポート21 主宰)  
**古谷 久生子さん**  
 (Be natural主宰、トータルボディアドバイザー)



**【問合せ】女性生活課☎3231、2**

▲10月25日号

## 男女共同参画 強調月間事業より

市は、男女共同参画をイメージするキャッチフレーズと、男女共同参画を推進する事業所を毎年募集し表彰しています。今年審査の結果、次の作品と事業所を11月27日④に開催した「ハーモニーひたちなかフォーラム」で表彰しました。

**【問合せ】女性生活課☎内線 3231**

性別にとらわれず、一人ひとりが個性や能力を発揮することができる社会をイメージした335点の応募作品の中から、6点の作品が入賞しました。

<b>最優秀作</b> みとめあう あなたの力と わたしの力 清水 祐希さん	<b>優秀作</b> 性別に 「らしさ」じゃなくて 自分「らしさ」 増田 ひなたさん	1人1人が 社会の主役 みんなが輝く未来 黒澤 優さん	<b>佳作</b> つないでく 協力し合って 未来へと 藤田 絆部さん	次世代へ みんなが主役 ダイバーシティ 永井 楓馬さん	お互いに 支え助け合う これからの未来 鴨志田 歩生さん
--	--	--------------------------------------	---	--------------------------------------	---------------------------------------

### 株式会社三富子ケース

**会社概要**  
**設立** 1960年11月8日  
**所在地** 十三奉行1940-2  
**業務内容** 製造業  
**従業員数** 正社員4人(女性2人)  
 非正規5人(女性5人)  
**企業PR** 中に入れるもの(例えば婚約指輪、美容師のハサミ、煎卓、ふかしたての饅頭など)に合わせて「箱」をつくる会社です。ものを守るだけでなく、思いも入れられる「箱」を目指して日々働いています。

**取り組み内容**  
 ○教育訓練休暇を付与  
 ○未就学児の子を持つ従業員を内職として採用し、子の成長に合わせてパートから正社員への登用をしている  
 ○独自の育児・介護休業規定を設けている  
 ○短時間勤務やフレックスタイム等を導入し、仕事と家庭の調和に取り組んでいる

**代表者から一言**

当社は「つくる」が好きな社員の集まりです。仕事外でもお菓子を野業に手芸に家具にリフォームに日々何かを「つくる」人達です。性別関係なく「つくる」人を大切にする会社なので、気軽に内職から始めてみませんか？



**代表 大畑 仁人氏**

### 大人の女子校株式会社

**会社概要**  
**設立** 2015年7月1日  
**所在地** 武田570  
**業務内容** 経営コンサルティングサービス業  
**従業員数** 正社員1人(女性1人)  
 非正規31人(女性31人) ※会員数(1,703人)  
**企業PR** 3,000人以上の起業家を輩出した「自分らしい働き方」を支援するオンラインスクールです。資格取得ではなく、積み重ねなどの今あるものから学べるスタイルです。世界各国の会員同士で交流しながら学べます。

**取り組み内容**  
 ○全員が業務委託契約とすることで、育児や介護等の家庭の都合に合わせて働き方を可能にしている  
 ○組織として完全オンラインで完結する仕組みで運営  
 ○勤務時間や休日に関して「納期」と「クオリティ」を守れば自由としている  
 ○幹部との定期的な面談を設け、メンタルケアの体制を整備

**代表者から一言**

私たちは、いつでも自由にいつでも可能性に向かって「自分の実現」ができます。これからも、大人の女子校は「自分らしい生き方・働き方」を実現するためのサポートをしています。



**代表 岡崎 知美氏**

▲12月10日号

(4) 男女共同参画啓発紙の発行

当課は、市民団体「ハーモニーひたちなか」と協働で、男女共同参画啓発紙「かがやく」を年2回発行しています。「かがやく」は市内公共施設や金融機関などへの配布や市ホームページへの掲載など、啓発紙を通じて、男女共同参画の周知をしております。



▲かがやく 31号

▲かがやく 32号

かがやく 31号掲載記事  
(令和3年9月発行)

- ・男女共同参画講座を開催しました！
- ・ハーモニーひたちなか総会
- ・ハーモニーひたちなか団体紹介
- ・性的マイノリティを正しく知っていますか？
- ・ひたちなか市男女共同参画計画を策定しました
- ・相談窓口のご案内
- ・編集後記

かがやく 32号掲載記事  
(令和4年3月発行)

- ・ハーモニーひたちなかフォーラム  
～講演会を聞いて～
- ・ひたちなか市男女共同参画表彰式  
男女共同参画推進事業所表彰  
男女共同参画に関する作品表彰
- ・男女共同参画コラム
- ・男女共同参画講座を聞いて
- ・ひたちなか市女性のための相談窓口
- ・編集後記

## 6 男女共同参画審議会

有識者による男女共同参画審議会を開催し、市の施策で男女共同参画の視点に立った取組状況等を報告し、審議いただいています。

審議結果は、関係各課へ報告し、全庁的な男女共同参画に関する取組がさらに推進されるよう努めています。

人数	任期	職務
15名（うち女性9名）	2年	男女共同参画社会の形成及び促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。

## 7 男女共同参画推進団体（ハーモニーひたちなか）支援

### （1）ハーモニーひたちなかの概要

ハーモニーひたちなかは、男女共同参画社会の実現を目指す市民グループの連合体で11団体が加盟しており、男女共同参画センターを拠点として活動しています。

#### ○ハーモニーひたちなか加入団体

NO	グループ名
1	W I N G
2	おやこ劇場ゆめひろば
3	ひたちなか商工会議所女性会
4	新日本婦人の会 ひたちなか支部
5	パートナーシップ・イコール会
6	ひたちなか市更生保護女性の会
7	わだちの会
8	ジェンダー平等 地域くらぶ
9	誓春会
10	いきいきヘルス体操クラブ
11	ひたちなか青年会議所

(2) ハーモニーひたちなかの活動

当課では、ハーモニーひたちなかと協働で事業を行い、活動の支援を行うことにより市民と共に男女共同参画社会の形成を推進しています。

○令和3年度ハーモニーひたちなか活動一覧

開催日	事業名	場所
5月21日	令和3年度総会（書面議決）	
4月12日 8月31日 12月21日 2月28日	ハーモニー役員会	市役所 防災会議室
10月27日	ハーモニー写真展準備	市役所 企業合同庁舎
10月30日 ～11月14日	消費生活＋ハーモニー展 （ハーモニー写真展同時開催）	ふあみりこらぼ
11月27日	ハーモニーフォーラム	ワークプラザ勝田 （多目的ホール）
12月21日	ハーモニーカフェ	市役所 防災会議室





## IV 資料

# ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

## 男女共同参画社会基本法

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応で

きる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の

支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ，男女共同参画社会の形成は，国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は，第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関し，国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は，職域，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は，毎年，国会に，男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は，毎年，前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し，これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画

的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し，及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は，議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は，内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は，会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は，次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから，内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は，同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち，男女のいずれか一方の議員の数は，同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は，非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は，二年とする。ただし，補欠の議員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は，再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出，意見

の開陳，説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は，その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，必要な協力を依頼することができる。

（平一一法一〇二・全改）

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか，会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は，政令で定める。

（平一一法一〇二・全改）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は，公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は，廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は，第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり，同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は，この法律の施行の日に，第二十三条第一項の規定により，審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において，その任命されたものとみなされる者の任期は，同条第二項の規定にかかわらず，同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は，それぞれ，この法律の施行の日に，第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ，又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は，内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。



(施行の日 = 平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項，第十四条第三項，第二十三条，第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長，委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は，当該会長，委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず，その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか，この法律の施行に伴い必要となる経過措置は，別に法律で定める。

—————

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分，申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許，許可，認可，承認，指定その他の処分又は通知その他の行為は，法令に別段の定めがあるもののほか，改革関係法等の施行後は，改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて，相当の国の機関がした免許，許可，認可，承認，指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請，届出その他の行為は，法令に別段の定めがあるもののほか，改革関係法等の施行後は，改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて，相当の国の機関に対してされた申請，届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告，届出，提出その他の手続をしなければならないとされている事項で，改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては，法令に別段の定めがあるもののほか，改革関係法等の施行後は，これを，改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告，届出，提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして，改革

関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか，改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は，政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は，平成十三年一月六日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。），第千三百五条，第千三百六条，第千三百二十四条第二項，第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

# ○ひたちなか市男女共同参画推進条例

平成15年3月27日

条例第2号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第16条）

### 第3章 雑則（第17条）

### 付則

すべて人は平等であり、男性と女性是对等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

本市では、平成9年3月に「男女共同参画プラン」を策定し、市民と共に積極的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきたが依然として、男女の自立や多様な生き方を阻害する性別による固定的な役割分担意識及びそれに起因する社会慣行が見られる状況にある。

少子・高齢化、情報化、国際化等が急速に進展し、また個人の価値観及びライフスタイルの多様化が進行している現状において、本市がさらに安心して暮らしたくなるまちに発展していくためには、従来の性別による固定的な役割分担などの概念を払拭し、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野の活動に参画していくことができる社会環境システムを構築していく必要がある。

ここに、人権の尊重と男女平等の下に、男女共同参画の推進についての基本理念及び責務を明らかにし、市民一人ひとりが真に豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者が一体となって取組を推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担を強要されないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女が共同して参画し、かつ、責任を担うことを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会の取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策のほか、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体

と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職業生活における活動及び家庭生活における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動を受けた相手方の対応に対して不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的に施策を実施するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめひたちなか市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(調査研究)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民及び事業者の関心と理解を深めるために、必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画強調月間)

第12条 市長は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に実施されるようにするため、男女共同参画強調月間を設けるものとする。

2 男女共同参画強調月間は、毎年11月とする。

(施策の状況等の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、市が講じた施策の状況等を公表しなければならない。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(相談窓口)

第16条 市長は、市民が性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合の相談窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の規定による相談を受けた場合には、関係機関と連携をとり、人権侵害を受けた者の立場に配慮した適切な対応をするものとする。

### 第3章 雑則

(委任)

第17条 この条例の規定によるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○ひたちなか市男女共同参画審議会運営規程

平成15年4月1日

訓令第7号

改正 平成20年3月28日訓令第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、ひたちなか市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し、必要事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第3条第1項の規定に基づく審議会の委員は、15人以内をもって構成するものとする。その際、男女のいずれか一方の委員数が委員総数の4割未満であってはならない。

(審議会の任務)

第3条 審議会は、男女共同参画社会の形成及び促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するものとする。

(守秘義務)

第4条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第5条 審議会の事務局は、市民生活部女性生活課が担当する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成20年訓令第15号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。



○ひたちなか市男女共同参画推進本部設置要綱

平成10年9月28日

訓令第12号

改正 平成15年3月31日訓令第6号

平成19年3月29日訓令第7号

平成19年3月30日訓令第12号

平成20年3月28日訓令第8号

平成24年3月23日訓令第4号

(設置)

第1条 ひたちなか市男女共同参画計画を基本指針に、総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図る総合行政組織として、ひたちなか市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進施策の決定及びその実施策の指導に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進を図る全庁体制の整備及び充実に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進事業の相互調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進事業に関する必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

2 推進本部の会議の進行は、市民生活部長が行う。

(関係者の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市民生活部女性生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

本部員構成

教育長
水道事業管理者
市長事務部局の部長
会計管理者
議会事務局長
教育次長
水道事業所長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

○ひたちなか市男女共同参画推進事業所表彰事業実施要綱

平成19年7月10日

告示第118号

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、職業生活と家庭生活の両立を支援し、男女の多様な働き方を可能にする環境づくりについての取組み等を積極的に行っている事業所を表彰し、男女共同参画推進事業所として公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 この要綱に基づく表彰を受けることができるものは、雇用労働者300人以下の市内に所在する法人その他の団体の事業所であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 女性従業員の能力を活かすための取組みを実施している事業所であること。

(2) 仕事と育児・介護の両立を支援するための取組みを実施している事業所であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女の多様な働き方を可能にし、又は職業生活と家庭生活の両立を支援する環境づくりのための取組みを積極的に行っている事業所であること。

(表彰の申請)

第3条 表彰を受けようとする事業所の代表者は、ひたちなか市男女共同参画推進事業所表彰申請書(様式第1号)に、表彰審査票(様式第2号)及び必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の規定により申請のあった事業所について、第2条に規定する表彰基準によるひたちなか市男女共同参画審議会の審査を経て、表彰の可否を決定するものとする。

(表彰の実施)

第5条 市長は、前条の規定により表彰を受けることとなった事業所について、男女共同参画推進事業所として表彰を行うものとする。

2 表彰は、男女共同参画強調月間において、表彰状を贈呈することにより行うものとする。

(公表)

第6条 市長は、前条の規定により表彰を行った男女共同参画推進事業所について、市広報及び市のホームページにより公表するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布日から施行する。

## 令和3年度 ひたちなか市男女共同参画推進事業所表彰事業実施要項

### 1 趣旨

男女共同参画の推進に理解と意欲があり、職業生活と家庭生活の両立を支援し、男女の多様な働き方を可能にする環境づくりについての取組等を積極的に行っている事業所を表彰し、男女共同参画推進事業所として公表することにより、事業所等での取組を推進し、男女共同参画社会づくりに関する市民意識の高揚を図る。

### 2 表彰対象事業所

雇用労働者300人以下の市内に本社を有する法人その他の団体の事業所で、下記の男女共同参画を推進するための積極的な取組を行っている事業所とする。ただし、市税を完納している事業所とする。

### 3 応募期間

令和3年7月12日（月）～8月20日（金）

### 4 応募方法

所定の申請書及び審査票に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、ひたちなか市市民生活部女性生活課まで持参、郵送のいずれかで申請する。

### 5 広報方法

- (1) 市報（7／10号）及びホームページへ掲載及び募集チラシの配布により広報
- (2) チラシ配布場所  
公共機関及び商工会議所（会報折込み）

### 6 審査・選考

審査は、別途選考基準に従い、ひたちなか市男女共同参画審議会で行う。その審査結果を受け、女性の活躍を推進するための取組、仕事と育児・介護の両立を支援するための取組、職業生活と家庭生活の両立を支援する環境づくりのための取組を実施している事業所について、市長が表彰の可否を決定する。選考結果については10月に各事業所に通知する。

### 7 表彰

表彰事業所は、男女共同参画強調月間において公表し、表彰状を贈呈する。

### 8 その他

表彰事業所は、男女共同参画推進に積極的に取組をしている事業所として、その内容を市報、市ホームページ等で広く広報する。

## 選 考 基 準

ひたちなか市男女共同参画推進事業所表彰の選考にあたっての基準は、次のとおりとする。

- 1 女性の活躍を推進するための取組を実施している事業所
- 2 仕事と育児・介護の両立を支援するための取組を実施している事業所
- 3 男女の多様な働き方を可能にし、職業生活と家庭生活の両立を支援する環境づくりのための取組を積極的に行っている事業所

### 各取組の例

#### 1 女性の活躍を推進するための取組

##### (1) 募集・採用を拡大するための取組

- ① 役員や面接・選考担当者への男女均等な採用に関する研修を実施している。
- ② 選考の中立性を確保するため、面接・選考担当者に女性を含めている。
- ③ 希望により、従業員をパートから正社員への転換を進めている。
- ④ 300人以下の事業所で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に努力義務規定のある、行動計画の策定・届出をしている。
- ⑤ 女性の再雇用や中途採用に関する取組を積極的に行っている。

##### (2) 職域拡大のための取組

- ① 業務に必要な知識、仕事の手順を明確化している。
- ② 女性の能力が発揮できるよう、従業員の意識改革を進めている。
- ③ 新たな職域を目指せるよう、自己申告制度や事業所内公募制等を活用している。
- ④ 新たな職域を目指す従業員に対して、スキルアップのための研修制度を導入している。
- ⑤ 女性の管理職がいる。
- ⑥ 男女共に公正な人事評価を行うための研修を実施している。
- ⑦ 昇進、昇格基準を従業員に明確にしている。

##### (3) 男女が共に働きやすい職場環境づくりのための取組

- ① 経営トップ自らが取組の方針を明示し女性労働者の能力発揮を促進している。
- ② 取組について具体的な目標を決めたり、実施計画等を作成したりしている。
- ③ 従業員の働きやすい環境づくりのためのアンケートや調査研究を実施している。
- ④ 男女の役割分担意識を解消するため、意識啓発研修の実施や啓発資料を作成している。
- ⑤ 有給休暇の計画的な執行を行っている。
- ⑥ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行っている。
- ⑦ セクシュアル・ハラスメントに対する苦情・相談受付体制を整備している。
- ⑧ 母性健康管理に関する措置がとられている。  
ア 妊娠中や出産後における配慮がなされている。

## 2 仕事と育児・介護の両立を支援するための取組

### (1) 育児・介護休業制度に関する取組

- ① 「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児・介護休業制度を定めている。
- ② 対象従業員だけでなく，事業所等全体への制度の周知を図るなど休業を取得しやすい環境を整備している。
- ③ 男性の育児休業取得者がいる。
- ④ 配偶者の出産前の休暇制度を定めている。
- ⑤ 従業員100人以下の事業所で，「次世代育成支援対策推進法」に努力義務規定のある，一般事業主行動計画の策定・届出をしている。

### (2) 勤務時間に関する取組

- ① 子ども等が病気の際には看護や介護のための休暇を認めている。
- ② 子どもの授業参観等のための休暇を認めている。
- ③ 子ども等が病気または介護，授業参観等で休暇が必要な場合は，勤務日を変更できるなどの措置を行っている。
- ④ 子育て支援や介護のための独自制度を設けている。
  - ア 子どもが○歳に達するまで，所定労働時間を○時間短縮できるなどの短時間勤務制度がある。
  - イ 事業所内に託児施設がある。
- ⑤ 半日単位，1時間単位の休暇制度を設けており，休暇を取得しやすい環境にある。

### (3) 情報提供・相談に関する取組

- ① 休暇取得者に仕事についての情報提供や講習等を実施し，職場復帰の受入れを整備している。
- ② 妊産婦の時間外労働，深夜業の制限・労働基準法に基づく産前産後休業等の情報を提供する。
- ③ 妊娠した従業員に対して育児・出産に関する各種公的措置の情報を提供する。
- ④ 育児・介護休業取得者の代替要員を確保するなど職場復帰がしやすい体制を整えている。

### (4) 経済的支援に関する取組

- ① 子どもが生まれた従業員に対して，出産祝金や育児手当を支給している。
- ② 保育所やベビーシッターを利用する場合に，補助をしている。

## 3 職業生活と家庭生活の両立を支援する環境づくりのための取組

### (1) ワークライフバランスに関する取組

- ① 「ノー残業デー」の導入を検討するなどして，働き方の見直しができるような職場環境づくりを進めている。
- ② 短時間勤務・フレックスタイム・テレワークなど，仕事と家庭の調和のための制度を整備している。
- ③ 一人ひとりにあった労働条件を提案して，安心して働きやすい環境を整備している。

## 令和3年度 ひたちなか市男女共同参画作品表彰事業実施要項

### 1. 趣旨

男女がお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会に対する市民の関心及び理解を深め、身近な暮らしの中で親しみやすいイメージがもてる作品を募集する。

### 2. 募集等

- (1) 作 品 キャッチフレーズ  
男女共同参画社会の実現に向けて、親しみやすいイメージがもてる  
キャッチフレーズで文字数は20文字程度とする。
- (2) 対 象 ひたちなか市内に居住又は通勤・通学をしている方
- (3) 期 間 令和3年7月12日(月)～9月3日(金)当日必着
- (4) 応募規定 ①未発表でかつ自作のものに限る。  
②応募専用はがき、官製はがき、電子メール、FAX・電子申請  
のいずれかで応募する。  
③作品は、住所・氏名・年齢(学年)・電話番号を明記する。  
また、一人複数の作品の応募も可とする。
- (5) 提 出 先 ひたちなか市役所女性生活課宛(ひたちなか市東石川2-10-1)

### 3. 選考

最優秀作品1点、優秀作品2点、佳作3点を選考する。

### 4. 選考方法

#### (1) 第1次選考

女性生活課の女性行政担当職員(課長を除く2名)および啓発相談員(嘱託職員3名)で行い、男女共同参画の実現に向けて親しみやすく取り組めるイメージが持てる概ね30作品を選考し、第2次審査対象とする。

※選考数については、その年の応募状況に応じて変更する。

※選考された作品については、内閣府など他で表彰されたことのない未発表の作品であることの確認を行う。

#### (2) 第2次選考

市民生活部長、市民生活副部長、女性生活課長の3人で行う。各人が第1次審査で選考された概ね30作品から最優秀作と思われる作品6作品を選考する。



ただし、6作品の内訳は各人の裁量とするが、小学生、中学生、一般の作品をそれぞれ1作品選考する。

### (3) 第3次選考

男女共同参画審議会会長、副会長の2人で行い、第2次審査で選考した6作品のうち、最優秀作と思われる1作品に3点、優秀作と思われる2作品に各2点、佳作と思われる3作品に1点をつけ、その点数により入賞作品を決定する。なお、同点となった場合は、男女共同参画審議会会長が決定する。

## 5. 発表・表彰

入賞者は下記の記念品を添えて表彰する。また、男女共同参画強調月間の各事業で発表・展示し、市の男女共同参画啓発活動に活用する。

記念品	最優秀作	図書カード	(3,000円)
	優秀作	〃	(2,000円)
	佳作	〃	(1,000円)

## 6. 広報の方法

(1) 市報(7/10号)及びホームページへ掲載及び作品募集チラシの配布により広報する。

(2) チラシ配布場所

### ①公共機関

市本庁舎内男女共同参画コーナー、那珂湊支所、ふぁみりこらぼ、コミュニティセンター、図書館、小中学校、保育所、高等学校及び国立茨城工業高等専門学校、子育て支援センター

### ②公共機関以外

市民交流センター、ワイワイふれあい館、くらし協同館なかよし、俳句連盟

## 7. その他

(1) 応募作品は返却しない。

(2) 応募作品の一切の権利は、ひたちなか市に帰属する。

(3) 応募作品は、ひたちなか市の男女共同参画の趣旨を周知する広報資料に使用し、最優秀作品については、次年度の男女共同参画強調月間のテーマとする。

(4) 他の作品の模倣と認められる場合には、入賞後であっても賞を取り消す。

(5) 応募はがき等に記載された個人情報、本公募に関連する用途に限って使用する。

ひたちなか市の男女共同参画  
～令和3年度事業概要～

令和4年5月発行

編集・発行 ひたちなか市市民生活部女性生活課  
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
TEL 029-273-0111（内線）3231  
FAX 029-276-3081  
E-Mail [jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp](mailto:jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp)